

大分県農山漁村女性・若者活動支援資金貸付申請に対する意見書

大分県知事

殿

振興局長

年 月 日付けで申請のあった大分県農山漁村女性・若者活動支援資金 円については、下記のとおり調査した結果、貸付者として適当・不適当と認めます。

記

氏名	住所	資金 (	
資金内容	1. 資金の種類	千円 (貸付限度額	適・否
	2. 融資金の用途	千	適・否
	3. 融資希望額	年 (うち据置	適・否
	4. 償還期間		適・否
借入資格	5. 資金の必要性		適・否
	6. 借受者の事業意欲		適・否
	7. 借受者の資格		適・否
	(1) 女性活動資金	女性農林業者 (又はその組織する団体) か	適・否
	(2) 若者育成資金	農林業を主たる職業とする生産者 (又は後継者) か	適・否
		年齢が18歳以上50歳未満か	適・否
		将来における経営の承継が見込めるか (後継者の場合)	適・否
(3) 農山漁村ツーリズム推進資金	就業後5年以内か (農林漁業後継者資金の場合)	適・否	
	農林漁業体験民宿の許可の確認 (開業する場合は申請書の確認)	適・否	
事業計画	8. 事業計画	目標年度におけるツーリズム所得が年間償還額以上あるか	適・否
償還計画	9. 償還計画	大分県農業制度資金連宮協議会設置要領別紙の考え方に照らし、事業計画が適当と認められるか	適・否
総合意見		収支計画において償還金の財源が確保できているか	適・否

担当部名  
担当班名